簡略版

退職後の医療保険制度（健康保険）について

退職に伴い、退職後に加入する健康保険は以下のA～Dから選択することとなります。

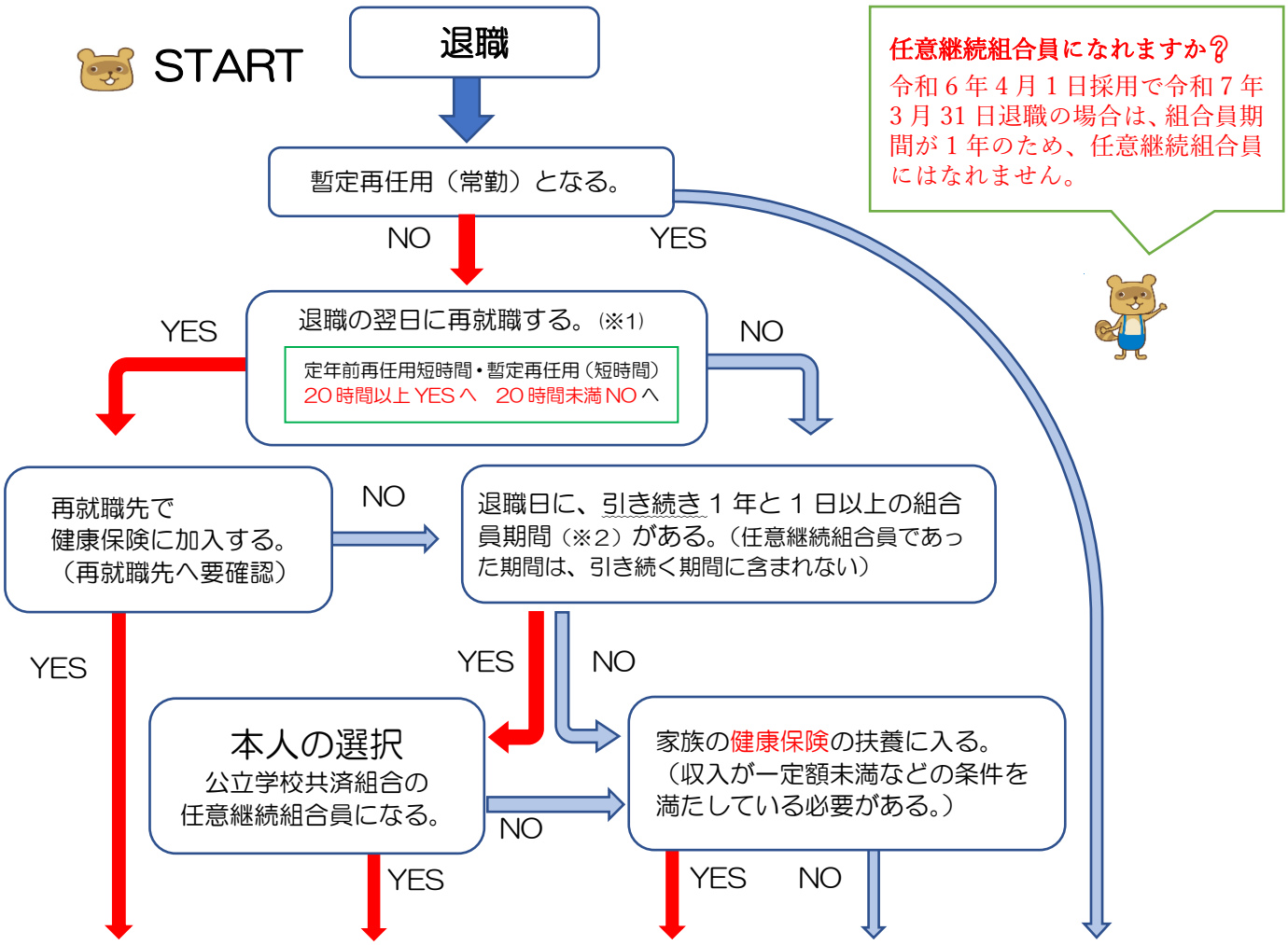

	A-① 再就職先の健康保険に加入	B 任意継続組合員になる（最長2年加入）	C 家族の加入する健康保険の扶養に入る	D 国民健康保険に入る	A-② 引き続き公立学校共済組合
掛金（保険料）	加入先の健康保険により異なる	退職時の標準報酬月額を元に算出 ※令和6年度 最高月額：41,465円 最高年額：497,580円	負担なし	前年の収入をベースに算出 ※市区町村により異なる 令和6年度 最高年額：1,060,000円	標準報酬月額を元に算出され、給与から天引きされる。
手続の窓口	再就職先の健康保険担当	公立学校共済組合山梨支部	家族の勤務先の健康保険担当	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	特に手続きなし
その他	勤務形態によっては健康保険に加入できない場合がある。その際はB～Dのいずれかを選ぶことになる	加入する場合は、退職日から20日以内に申出及び掛金の納付が必要となる 被扶養者の認定は継続される	個人年金や財形年金も収入に含まれる 扶養に入るための条件については、事前に確認が必要となる	被扶養者分の保険料も世帯主が負担することになる	健康保険は、引き続き公立学校共済組合に加入。被扶養者の認定も継続される。

※1　空白期間をおいて再び任用予定のある方は、共済組合へご連絡ください。

※2　当共済組合の組合員資格取得の前日まで他の共済組合の組合員だった方は、他の共済組合での組合員期間も通算されます（私学共済を除く）。